

(第十一部)

第七回 参議院通商産業委員会會議録第十八号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)午
前十一時十八分開会

本日の會議に付した事件

○不正競争防止法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○輸出信用保険法案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(高橋啓君) これから通産委
員会を開きます。

不正競争防止法の一部を改正する法
律案であります。昨日で質疑は終了
いたしております。それでこれより不
正競争防止法の一部を改正する法律案
の討論に入ります。御意見ありの方
は賛否を明らかにして御発言を願いま
す。他に御発言もございませんか。別
に御意見がなければ討論は終局したも
のと認めることに御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) 御異議ないもの
と認めます。

それではこれより採決に入ります。
不正競争防止法の一部を改正する法律
案について採決いたします。原案通り
に可決することに御賛成の方の御筆手
を願います。

〔総員筆手〕
○委員長(高橋啓君) 全会一致と認め
ます。よつて本案は原案通り可決すべ
きものと決定いたしました。

尚、本會議における委員長のお頭報
告の内容は、本院規則第四百四條によつ
て、予め多数意見者の承認を経なければ

ならないことになっておりますが、
これは委員長において本案の内容、本
委員会における質疑応答の要旨、討論
の要旨及び表決の結果を報告すること
として、御承認願うことに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) 御異議ないもの
と認めます。

それから本院規則第七十二條により
まして、委員長が議院に提出する報告
書について、多数意見者の署名を付す
ることになっておりますから、本案を
可とされた方は順次御署名をお願いい
たします。

多数意見者署名
島 清 廣瀬與兵衛
玉置吉之丞 平岡 市三
中川 以良 鎌田 逸郎
宿谷 榮一 駒井 藤平
下條 恭兵 山内 卓郎
深川榮左エ門

○委員長(高橋啓君) 御署名漏れはご
さいませんか。御署名漏れはないも
のと認めます。

○委員長(高橋啓君) 次に輸出信用保
險法案に対する質疑に入りたいと思ひ
ます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) それでは御発言
を願います。外に御発言ありません
か。……別に御発言がなければ、質疑
は終了したものと認めることに御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議ないと認
めます。

それではこれより輸出信用保険法案
について討論に入ります。御意見のお
ありの方は賛否を明らかにして御発言
を願います。外に御発言ございません
か。別に御発言がなければ、討論は終
局したものと認めることに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) 御異議ないと認
めます。

それではこれより採決に入ります。
輸出信用保険法案について採決いたし
ます。原案通り可決することについて
賛成の方は御筆手を願います。

〔総員筆手〕
○委員長(高橋啓君) 全会一致と認め
ます。よつて本法案は原案通り可決す
べきものと決定いたしました。

尚、本會議における委員長のお頭報
告の内容は、本院規則第四百四條によつ
て、予め多数意見者の承認を経なければ

ならないことになっておりますが、
これは委員長において本案の内容、本
委員会における質疑応答の要旨、討論
の要旨及び表決の結果を報告すること
として、御承認願うことに御異議ご
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) 御異議ないと認
めます。

ることになっておりますから、本案を
可とされた方は順次御署名をお願いい
たします。

多数意見者署名
島 清 廣瀬與兵衛
玉置吉之丞 平岡 市三
中川 以良 鎌田 逸郎
宿谷 榮一 駒井 藤平
下條 恭兵 山内 卓郎
深川榮左エ門

○委員長(高橋啓君) 御署名漏れはご
さいませんか。御署名漏れはない
ものと認めます。

本日はこれで散会いたします。
午前十一時二十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 高橋 啓君
理事 島 清 廣瀬與兵衛
委員 玉置吉之丞 平岡 市三
中川 以良 鎌田 逸郎
宿谷 榮一 駒井 藤平
下條 恭兵 山内 卓郎
深川榮左エ門

政府委員
通商産業
事務次官 宮崎 靖君
通商産業事務官 岡部 邦生君
通商振興局長 久保敬二郎君
特許庁長官

通商産業
事務次官 宮崎 靖君
通商産業事務官 岡部 邦生君
通商振興局長 久保敬二郎君
特許庁長官

昭和二十五年四月十四日印刷

昭和二十五年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所